

広島県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十二号

広島県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 広島県福祉のまちづくり条例施行規則（平成七年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号その1（第9条第1項関係）

適用施設建築等（変更）事前協議書（路外駐車場等用）

年 月 日

広島県知事 様

協議者 住所
氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

（略）

注 （略）

備考 （略）

改正前

別記様式第1号その1（第9条第1項関係）

適用施設建築等（変更）事前協議書（路外駐車場等用）

年 月 日

広島県知事 様

協議者 住所
氏名

印
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

（略）

注 （略）

備考 （略）

様式第1号その2（第9条第1項関係）

適用施設建築等（変更）事前協議書（特定施設用）

年 月 日

広島県知事 様

協議者 住所
氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

（略）

注 （略）

備考 （略）

様式第1号その2（第9条第1項関係）

適用施設建築等（変更）事前協議書（特定施設用）

年 月 日

広島県知事 様

協議者 住所
氏名

印
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

（略）

注 （略）

備考 （略）

様式第 1 号その 3 (第 9 条第 1 項関係)

適用施設建築等 (変更) 事前協議書 (道路用) 年 月 日

広島県知事 様

協議者 住所
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
(略)

注 (略)
備考 (略)

様式第 1 号その 3 (第 9 条第 1 項関係)

適用施設建築等 (変更) 事前協議書 (道路用) 年 月 日

広島県知事 様

協議者 住所
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印
電話番号
(略)

注 (略)
備考 (略)

様式第 1 号その 4 (第 9 条第 1 項関係)

適用施設建築等 (変更) 事前協議書 (公園施設用) 年 月 日

広島県知事 様

協議者 住所
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
(略)

注 (略)
備考 (略)

様式第 1 号その 4 (第 9 条第 1 項関係)

適用施設建築等 (変更) 事前協議書 (公園施設用) 年 月 日

広島県知事 様

協議者 住所
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印
電話番号
(略)

注 (略)
備考 (略)

様式第4号 (第13条関係)

適用施設建築等工事完了届		年 月 日
広島県知事 様	届出者 住所 氏名	
	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	
	(略)	
注 (略)		
備考 (略)		

様式第4号 (第13条関係)

適用施設建築等工事完了届		年 月 日
広島県知事 様	届出者 住所 氏名	印
	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	
	(略)	
注 (略)		
備考 (略)		

様式第7号その1 (第17条関係)

適用施設整備基準適合証交付申請書 (既存特定施設用)		年 月 日
広島県知事 様	申請者 住所 氏名	
	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	
	(略)	
注 (略)		
備考 (略)		

様式第7号その1 (第17条関係)

適用施設整備基準適合証交付申請書 (既存特定施設用)		年 月 日
広島県知事 様	申請者 住所 氏名	印
	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	
	(略)	
注 (略)		
備考 (略)		

様式第7号その2 (第17条関係)

適用施設整備基準適合証交付申請書 (既存路外駐車場等用) 年 月 日

広島県知事 様

申請者 住所
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

(略)

注 (略)
備考 (略)

様式第7号その2 (第17条関係)

適用施設整備基準適合証交付申請書 (既存路外駐車場等用) 年 月 日

広島県知事 様

申請者 住所
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

電話番号

(略)

注 (略)
備考 (略)

様式第7号その3 (第17条関係)

適用施設整備基準適合証交付申請書 (既存道路用) 年 月 日

広島県知事 様

申請者 住所
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

(略)

注 (略)
備考 (略)

様式第7号その3 (第17条関係)

適用施設整備基準適合証交付申請書 (既存道路用) 年 月 日

広島県知事 様

申請者 住所
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

電話番号

(略)

注 (略)
備考 (略)

様式第7号その4 (第17条関係)

適用施設整備基準適合証交付申請書 (既存公園施設用)

年 月 日

広島県知事 様

申請者 住所
氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

(略)

注 (略)

備考 (略)

様式第7号その4 (第17条関係)

適用施設整備基準適合証交付申請書 (既存公園施設用)

年 月 日

広島県知事 様

申請者 住所
氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

(略)

注 (略)

備考 (略)

第二条 広島県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前									
<p>別表第四（第七条関係） （公共交通機関）</p> <table border="1"> <tr> <th>施設の種類</th> <th>区分</th> </tr> <tr> <td>公共交通機関</td> <td>区 分</td> </tr> </table> <p>鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第百五十一号）第二条第十二号に規定する旅客車、軌道法施行規則（大正十二年内務鉄道省令）第九条第十七号ロに規定する客車、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する乗合自動車、海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第三項に規定する定期旅客事業の用に供する船舶並びに鉄道、軌道、乗合自動車及び船舶の乗降場</p>		施設の種類	区分	公共交通機関	区 分	<p>別表第四（第七条関係） （公共交通機関）</p> <table border="1"> <tr> <th>施設の種類</th> <th>区分</th> </tr> <tr> <td>公共交通機関</td> <td>区 分</td> </tr> </table> <p>普通鉄道構造規則（昭和六十二年運輸省令第十四号）第二条第一項第十一号に規定する旅客車、軌道法施行規則（大正十二年内務鉄道省令）第九条第十七号ロに規定する客車、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する乗合自動車、海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第三項に規定する定期旅客事業の用に供する船舶並びに鉄道、軌道、乗合自動車及び船舶の乗降場</p>		施設の種類	区分	公共交通機関	区 分
施設の種類	区分										
公共交通機関	区 分										
施設の種類	区分										
公共交通機関	区 分										
<p>別表第五（第八条関係） 第一（公益的施設、共同住宅等施設及び複合施設の適用施設整備基準）</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>整備基準</th> </tr> <tr> <td>一 駐車場で、給油取扱所及び共同住宅等に設けるもの以外のもの</td> <td>駐車区域の総駐車台数が二十を超え、 る駐車場（駐車場法施行令第十五条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。）又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十九号の特別特定建築物で床面積の合計が二千平方メートル以上のものに設ける駐車場には、次に掲げる基準に適合する車いす使用者用駐車区画を設けること</td> </tr> </table>		項目	整備基準	一 駐車場で、給油取扱所及び共同住宅等に設けるもの以外のもの	駐車区域の総駐車台数が二十を超え、 る駐車場（駐車場法施行令第十五条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。）又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十九号の特別特定建築物で床面積の合計が二千平方メートル以上のものに設ける駐車場には、次に掲げる基準に適合する車いす使用者用駐車区画を設けること	<p>別表第五（第八条関係） 第一（公益的施設、共同住宅等施設及び複合施設の適用施設整備基準）</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>整備基準</th> </tr> <tr> <td>一 駐車場で、給油取扱所及び共同住宅等に設けるもの以外のもの</td> <td>駐車区域の総駐車台数が二十を超え、 る駐車場（駐車場法施行令第十五条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。）又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十七号の特別特定建築物で床面積の合計が二千平方メートル以上のものに設ける駐車場には、次に掲げる基準に適合する車いす使用者用駐車区画を設けること</td> </tr> </table>		項目	整備基準	一 駐車場で、給油取扱所及び共同住宅等に設けるもの以外のもの	駐車区域の総駐車台数が二十を超え、 る駐車場（駐車場法施行令第十五条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。）又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十七号の特別特定建築物で床面積の合計が二千平方メートル以上のものに設ける駐車場には、次に掲げる基準に適合する車いす使用者用駐車区画を設けること
項目	整備基準										
一 駐車場で、給油取扱所及び共同住宅等に設けるもの以外のもの	駐車区域の総駐車台数が二十を超え、 る駐車場（駐車場法施行令第十五条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。）又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十九号の特別特定建築物で床面積の合計が二千平方メートル以上のものに設ける駐車場には、次に掲げる基準に適合する車いす使用者用駐車区画を設けること										
項目	整備基準										
一 駐車場で、給油取扱所及び共同住宅等に設けるもの以外のもの	駐車区域の総駐車台数が二十を超え、 る駐車場（駐車場法施行令第十五条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。）又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十七号の特別特定建築物で床面積の合計が二千平方メートル以上のものに設ける駐車場には、次に掲げる基準に適合する車いす使用者用駐車区画を設けること										

附 則

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。